

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成22年10月15日～平成23年3月25日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	白井市立桜台保育園 シロイシリツサクラダイホイクエン		
所 在 地	〒 270 - 1412 千葉県白井市桜台2 - 9		
交通手段	北総開発鉄道 千葉ニュータウン中央駅下車 徒歩15分		
電 話	047 - 492 - 6101	FAX	047 - 492 - 6102
ホームページ	http://city.shiroi.chiba.jp/		
経営法人	白井市		
開設年月日	平成6年4月1日		
事業所番号		指定年月日	平成6年4月1日
併設しているサービス	無		

(2) サービス内容

対象地域	白井市内及び通園できる範囲								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	22		18	20	30	30	120		
敷地面積	2328.02㎡			保育面積		㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科・歯科健診、ぎょう虫検査、衛生検査(爪・髪)など								
食事	完全給食(アレルギー除去食)								
利用時間	平日：7時00分から19時00分(土曜：17時00分)まで								
休 日	祝日及び日曜日、12月29日から1月3日まで								
地域との交流	園庭開放、お話ありのみ会、小・中・学生との交流など。								
保護者会活動	無								

(3) 職員 (スタッフ) 体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	19	15	34	
専門職員数	医師	看護師	保育士	
	0	1	24	
	保健師	栄養士	調理師	
	0	1	1	
	社会福祉士	その他専門職員		
	0	0		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	白井市役所 (保育班)	
申請窓口開設時間	平日 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分	
申請時注意事項		
サービス決定までの時間	入園前月の 1 5 日までに申し込み	
入所相談	随時	
利用代金	各家庭の所得により決定	
食事代金	無	
苦情対応	窓口設置	各保育園・保育班・相談室
	第三者委員の設置	薄井社会福祉士、高尾大学教授

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>《保育の理念》 子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。</p> <p>《保育方針》 子どもや家庭に対して分け隔てなく保育する。 人権を尊重しプライバシーを保護する。 保護者からの意見や要望を聞き、必要な時には説明する。 よりよい保育のため努力、研鑽する。</p>
<p>特 徴</p>	<p>ニュータウン地域ながらも、四季折々の自然が多く残され、園外活動盛ん。散歩をとおして自然と触れ合い、借畑では春に野菜の苗（種）植え、生長を楽しみながら収穫している。</p> <p>また、時折異年齢児の縦割り保育を実施しており、子ども同士の関わりの中で、いたわりや優しさなどを養っている。</p>
<p>利用（希望） 者へのPR</p>	<p>http://city.shiroi.chiba.jp/</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関 NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること(優れていること)
食育計画に基づき栽培・調理・配膳を行い食欲に繋がるように努めている
食育年間計画に基づき、3歳以上児を対象とした作物の植え付けや栽培を近くの畑で行い、子どもが収穫し皮むきや焼き芋等直接携わることで、食材への関心を高めている。副菜やフルーツは給食室からの配膳だが、主食と汁ものはクラスで配膳するため、暖かい物は冷めないうちに食事出来るように配慮され、栄養がバランス良く摂取できるように努力されている。残菜は全クラスで、殆んどない状態である。
園庭や散歩等で自然に触れる機会を多くし感性を豊かに育てている
天候の良い時は、午前・午後園庭で体を使った運動遊びや兔の世話などをを行っている。園周辺は自然の姿が残っていて、散歩も近隣の公園や大学・野原などに行き、自然に触れての遊びで四季の移り変わりを楽しんでいる。自然物を集めて持ち帰り、製作や遊びに利用して創造性や想像性・思考力を高め、様々な造形や物の名称・数等の関心に繋げている。
子どもの健康状態の把握や感染症対策等で健康管理に努めている
年間保健計画を作成し、月毎のねらいや留意点を掲げ保護者への対応も計画に位置づいている。日々の健康観察を看護師が行い、子どもの怪我や発熱など全ての処置や対応を行っている。感染症対策は保健だよりで、予防対策や症状の見分け方・注意事項・対策用品等を知らせて啓蒙している。発症した場合は、即時感染症名や発症クラスなどを玄関やクラスに掲示し保護者に周知を図り蔓延防止に努めている。
さらに取り組みが望まれるところ
研修の充実を期待したい
保育士一人ひとりの自己評価による目標を個人別研修計画と連動することが望ましい。また、職員全員のニーズの高い研修の内部研修、特に非常勤職員の研修、また、外部の研修に参加した場合の伝達研修による情報の共有化等を期待したい。
各種マニュアルの作成が望まれる
職員による保育サービスの均質化や業務水準の一定の確保、効率的で安全・安心の保育等を確保するためにはマニュアルの取り組みが重要である。現在は、不審者対策・保健マニュアルはあるが、その他必要と思われる事項の基準明記や実施手順・内容等を備えたマニュアルの作成が望まれる。職員によるマニュアル作成のプロセスでの学びは大きく業務水準の向上に役立つと考えられる。
保育の振り返りは具体的な課題の明確化が望まれる
各種計画や日々の保育の振り返りは自己評価・子どもの評価や実践及び反省として記載されているが、子どもの状態や姿の記載が多くみられる。今後は、クラス会議を位置づけ話し合いから考察を行い課題の明確化に繋げることが望まれる。そのことにより、保育のねらいや内容・そのための適切な環境構成や保育者の関わり方等がより具体化した計画となることが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

第三者評価を受けた事で、自分たちの中で「子どもにとって…」と思っていたことを、他の視点から見る事ができ、今まで気づかなかった事に気づくと言うことを改めて実感しました。まさに井の中の蛙状態でした。

評価結果については、私たちの自信や課題につながるもので、改善すべき点はすでに改善に取り組んでいます。

第三者評価を受け、保育理念や園の方針等を職員が改めて振り返る良い機会となりました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果				標準項目		
大項目	中項目	項目		実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1	理念や基本方針が明文化されている。	3	
		理念・基本方針の周知	2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	2	1
	2 計画の策定	中・長期的なビジョンの明確化 重要課題の明確化	4	事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	4	
			5	事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	
		計画の適正な策定	6	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが合議する仕組みがある。	2	1
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	7	理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	3	
			8	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	3	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	9	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
			10	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
		職員の就業への配慮	11	事業所の就業関係の改善課題について、スタッフ（委託者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	12	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	2
		13		定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	3	
		14	職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	4	1	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	利用者尊重の明示	15	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	3	1
			16	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1
		利用者満足の向上 利用者意見の表明	17	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			18	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	4	
	2 サービスの質の確保	サービスの質の向上への取り組み サービスの標準化	19	サービス内容について定期的に評価を行い改善すべき課題発見し見直している。	2	1
			20	事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	1	3
	3 サービスの開始・継続	サービスの提供の適切な開始	21	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			22	サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	3	
	子どもの発達支援	保育の計画及び評価	23	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
			24	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定されている。	4	
			25	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			26	身近な自然や社会と関わられるような取組みがなされている。	5	
			27	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			28	障害のある子どもの保育	4	2
			29	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	2	1
			30	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			31	保育内容等について保育士等の自己評価が適切に行われている。	3	
			子どもの健康支援	32	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3
33				感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
環境及び衛生管理並びに安全管理	環境及び衛生管理並びに安全管理	34	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
		35	事故防止及び安全対策は適切である。	3		
食育の推進	36	食育の推進に努めている。	5			
地域子育て支援	37	地域における子育て支援	4			
計				120	15	

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	理念・方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に明記されている。 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
(評価コメント) 保育所保育指針の改定時に、保育理念、保育方針、保育目標について職員が話し合い従来の理念・方針を見直し改定された。理念として「子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育園を目指す」と表示し、保護者、地域の方に信頼され愛される保育を目指している。理念・方針・目標がホームページや保育課程に掲載され当園の目指す方向が明確になっている。	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 保育課程の冒頭に掲げる理念・方針・目標に従って、具体的な年間・月間・週間指導計画が立案される。職員が各年齢別・クラス別に作成するプロセスで、職員が理念や方針の理解が深まるように努めている。計画案は園長・副園長が確認し、必要な助言をしているが、職員の主体性を尊重して作成され、実行面で主体的な創意工夫が生まれるように取り組んでいる。	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 利用者向けに理念・方針・目標を記載した案内文を作成し、入園説明会で説明している。また、懇談会や保護者懇談会時に実践面について具体的に説明している。保護者アンケートの結果では「保育目標や方針の説明」について「はい」と回答された方は76%であった。比較的に理解はされている様に思われるが、100%目標が理想とすれば、日常の園だより等で実践面を分かり易く取り上げる工夫や途中入園の保護者等へも説明を期待したい。	
4 事業環境を把握し中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	社会福祉事業の全体や地域動向について、具体的に把握している。 事業計画には、環境把握に基づく中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。 事業計画は、実行可能かどうか、具体的に設定することによって実施状況の評価を行える配慮がなされている。 事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。 又は、閲覧できることが確認できる
(評価コメント) 事業環境の把握に基づく中・長期計画は市の後期次世代育成支援計画の中で、広く計画され、当保育園の運営もこの計画に沿って運営されている。施策の中で保育サービスの充実として14事業が計画され、当園としては乳幼児保育の充実、待機児童対策、第三者評価受審等により、サービスの充実を目指している。	

5	事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 現状の反省から重要課題が明確にされている
(評価コメント) 次世代育成支援計画による重要課題は待機児童解消と地域子育て支援である。この課題解決のために当園としては、かなり広い地域から園児を受け入れている。また、子育て支援として、地域に園庭の開放や子育て相談に応じるなど解決にむけた努力がなされている。当園内の課題としては、保護者との信頼関係の一層の向上、要望・クレームの前向きな対応、職員の専門能力の向上を重要課題として取り組んでいる。		
6	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけで行われていないで、全ての職員に周知されている。
(評価コメント) 話し合いの場として、毎日クラス毎に担当が話し合う場、3歳未満児と3歳以上児別リーダー会議、定例の職員会議、朝礼終礼等がある。指導計画はクラスの話し合いで作成され、実行・評価され、課題が明確にされる。PDCAサイクルにより課題を明確にして、サービス向上につなげる仕組みであるが、幹部職員と一般職員との間で会議による課題の明確化には一層の努力が望まれる。また、園全体の重要課題については、非常勤職員も含めて全職員で話し合い問題意識を共有化して取り組む事も望まれる。		
7	理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	管理者は、理念・方針の実現、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 運営に関する職員、利用者、保護者、地域の方の意見を十分聞いて方針を立てている。
(評価コメント) 利用者意向を年2回の懇談会や個別保育参加時のアンケート等で把握し、問題解決に努めている。組織的な体制としては定例職員会議や朝礼終礼での話し合いにより徹底される。さらには職員が中心に主体的に取り組む改善委員会や園内研修委員会の様な組織についても検討を期待したい。		
8	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 管理者は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制(改善委員会など)を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
(評価コメント) 市の総務課の管理の基で、時間外勤務状況や有給休暇の取得状況など把握され適切に運営されている。また、職員配置基準に従って、子どもの生活が安心して送れるように、人員配置し、また効率化に努めている。記録類は簡素化されムダな記録は少ないと思われる。		

9	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知徹底を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知徹底している。</p>
(評価コメント) 市の公務員倫理規程の研修や個人情報保護方針、虐待防止の研修が行われている。また、保育士倫理綱領等に基づいて行動することが求められている。なお就職時には守秘義務の宣誓をしている。		
10	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<p>人材育成方針が明文化されている。</p> <p>職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</p> <p>評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</p> <p>評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</p>
(評価コメント) 市の人事考課方針が明示されている。等級と役職により役割と責任が明確にされている。人事考課は年1回能力、業務、態度について細かくチェック表で確認し自己評価を行い、自己評価に基づいて園長が評価する。さらに個人別職務内容票に仕事目標を記入し年度末に達成率を記入する目標管理が行われている。なお、公務員としての一般的評価内容なので、保育園の職務に当てはめた補足解説書があれば、人事考課票や目標管理票の具体的に自己評価がしやすいと思われる。保育所保育指針に示されている保育士自己評価を実施しているので、この自己評価と連動することが効果的と思われる。また、目標達成に関するフィードバックが望まれる。		
11	事業所の就業関係の改善課題について、スタッフ（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し、改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<p>担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</p> <p>把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</p> <p>職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</p> <p>育児休暇やリフレッシュ休暇等が取得できている。</p>
(評価コメント) 市の総務課の管理の基で、時間外勤務状況や有給休暇の取得状況など把握され適切に運営されている。		
12	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	<p>中長期の人材育成計画がある。</p> <p>職種別、役割別に能力基準を明示し、人材育成計画と連動している。</p> <p>個別育成計画・目標を明確にしている。</p> <p>OJTの仕組みを明確にしている。</p>
(評価コメント) 職員個人職務内容について、仕事の目標と達成を自己評価し、能力向上目標を明確にする仕組みになっており、OJTによる育成の仕組みがある。今後は個人別育成計画に発展させ、研修等の履修歴を管理することが望ましい。		

13	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	<p>常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。</p> <p>常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修を実施している。</p> <p>研修計画の評価・見直しをしている。</p>
<p>(評価コメント) 市の階層別研修として等級別を実施されている。保育園の職員としての専門研修は県や社会福祉協議会、保育園連絡協議会等の研修に毎月1～3回希望者が参加している。なお研修参加者による報告や研修資料による情報共有を徹底することが望ましい。年度初めに職員のニーズの高い研修を整理し、計画的に研修に参加し、参加者の報告書に基づく園内研修を非常勤も含めた全職員に実施することを期待したい。</p>		
14	職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	<p>理念・方針の実践のため、会議等での対話を重視している。</p> <p>職員の意見を尊重し、創意・工夫を生かす職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の自信・有能感を育てている。</p> <p>職場の上司・同僚、利用者・家族等から存在感を認め合う風土づくりをしている。</p> <p>評価が公平に出来るように多面的な評価の工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント) 当園が目指す方向については、保育所保育指針の改定時に職員全員で話し合い、保育課程に明示している。理念・目標等の実践計画として指導計画を各クラス担当が話し合って作成し、主体的に実践し評価・反省し次の計画に改善の創意工夫を活かす様に取り組んでいる。職員間の信頼関係は高いと思われるが、保護者のアンケート調査では「気軽に相談出来ますか」との設問に「はい」と63%の方が回答されている。保護者との信頼関係は保育士の働き甲斐としても極めて重要な要因と思われる。100%満足の理想を目指して努力を期待したい。</p>		
15	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<p>法の基本方針や児童権利宣言など国際基準の考え方を研修をしている。</p> <p>日常の援助では、個人の意思を尊重している。</p> <p>職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</p> <p>虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</p>
<p>(評価コメント) 保育理念に基づき「子ども一人ひとりを大切に」の保育実践に努めている。子どもの呼び方は、親しさを込めても呼び捨てせず保護者と同じ呼び方にする・食事は子どもに応じての量を配膳しおかわりを用意する等、一人ひとりの状況や意思を尊重するよう配慮されている。職員による対応が不適切と思われる時は、園長や副園長・主任保育士から場面に応じての指導や週案や日案の実践・反省の記録へのアドバイス等適時行われている。虐待の早期発見の為、保育者は日頃から子どもの心身の状態を観察している。虐待が疑われる場合は園長に報告し、児童相談所や保健センター・主任児童員と連携し対応する等の体制が図られている。今後更に、子どもの人権に配慮し人格を尊重する保育をするために、保育者の望ましい援助の在り方や方法等を具体的に検討し全職員で確認・実施することを期待する。</p>		
16	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<p>個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</p> <p>個人情報の利用目的を明示している。</p> <p>利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</p> <p>職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</p>
<p>(評価コメント) 当園の個人情報の取り扱いは、市の個人情報保護条例に基づいて行っている。また、入園のしおりの冒頭で個人情報の取り扱いについて記載されている。なお保育所保育指針改定により、小学校との連携が求められ「保育所児童保育要録」の送付が義務づけられているので口頭での了解は得ている。写真掲示等に関しては、保護者に説明するとともに必要に応じて同意書をとることが望ましい。</p>		
17	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<p>利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</p> <p>把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</p> <p>利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</p> <p>利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</p>
<p>(評価コメント) 保護者の意向は、送迎時の会話、日々の連絡帳、保育参加後のアンケート、個人面談等で把握し改善に努めている。保護者から出た意見や希望は会議等で検討し早期改善に心がけ、予算の伴う内容は担当課と相談し対応されている。アンケートの内容は、保護者が思う保育士像、保育士の質の低下を感じる事、お子さんの成長で願っていること、給食について等であり、保護者の意向を把握し保育サービスに反映するよう努めている。個人面談は保育参加した当日に行い児童票に記録されている。また、子育ての相談等には必要に応じ行われている。</p>		

18	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<p>保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</p> <p>相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</p> <p>相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</p> <p>保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</p>
<p>(評価コメント) 苦情解決制度のポスターを園の玄関に掲示し、仕組みや苦情解決責任者・苦情受付者・第三者委員等の氏名や電話番号を記載し周知している。ポスターの側には千葉県運営適正化委員会発行の関連パンフレットが自由に取れるように置かれている。苦情解決についての説明は4月に実施する保護者説明会で行っているが、アンケートによると保護者の認識度は高くはない。文書を配布しての周知徹底が望まれる。寄せられた苦情は、マニュアルに従い解決に向けて状況把握・検討・解決策の対応・保護者への説明等の実施とその記録がされている。</p>		
19	サービス内容について定期的に評価を行い改善すべき課題発見し見直している。	<p>保育所全体の保育の質を検討する会議があり、改善計画を立て実行している記録がある。</p> <p>自ら提供する当該サービスの質についての自己評価を定期的実施し改善課題を明確にしている。</p> <p>保育所の自己評価の結果を公表するように努めている。</p>
<p>(評価コメント) 実践内容に対しての振り返りは期・月・毎日とクラス毎に行い記録に残し次の計画に反映するよう努めている。各種の会議でクラス毎の報告等が行われているが、今後は更に活発な意見交換や討議に発展することを期待する。そのことで課題が明確になり職員の意識向上や仕事への満足度に繋がると思われる。保育所の自己評価の作成と公表に向けての取り組みに期待する。</p>		
20	事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<p>業務の基本や手順が明確になっている。</p> <p>分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</p> <p>マニュアル見直しを定期的実施している。</p> <p>マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</p>
<p>(評価コメント) 保育開始前に園庭や室内の安全点検を実施し事故の未然防止に配慮しているが、点検項目や点検内容等必要とする基準の明記や点検記録がされてない。職員による保育サービスの均質化や業務水準の一定の確保、効率的で安全・安心の保育を確保するためにはマニュアルの取り組みが重要である。現在は、不審者対策・保健マニュアルはあるが、その他必要と思われる事項の基準明記や実施手順・内容等を備えたマニュアルの作成が求められる。今まで蓄積してきた経験や意見を基に職員と共に整理・作成することで実践的なマニュアルとなりその後の見直し等にも役立つと思われる。</p>		
21	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<p>問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している</p> <p>問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
<p>(評価コメント) 見学希望は多くあり、主に月2回の園庭開放日と、その他の日にも双方の都合を調整し実施されている。園長や副園長・主任保育士が子どもの遊びや生活・食事の様等を見学者の同年齢のクラスの保育を中心に案内し、資料としては入園の案内や入園に必要な持ち物等を説明している。質問や育児相談にも丁寧に応じている</p>		
22	サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	<p>サービス開始にあたり、理念に基づく保育目標及び基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している。</p> <p>サービス内容について、保護者の同意を得るようにしている。</p> <p>サービスに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
<p>(評価コメント) 入園が決定した保護者には副園長が個別対応にて説明を行っている。配布する入園のしおりに沿って、保育所の役割・個人情報・保育時間・登降園・給食・注意事項・昼寝・安全・衛生・持ち物・感染症の登園基準・時間外保育利用等に関して十分な説明を実施している。保護者持参の健診結果からアレルギーやひきつけ等健康に関する内容の確認、保育に関する保護者の意向や園での対応を確認し児童票に記録している。アレルギーの除去食が必要な場合は医師の診断書により実施されている。質問や不安なことには細やかに応じサービス内容の同意は口頭で行われている。</p>		

23	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<p>保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程は、保育指針を基に各担当で検討をしながら全員参加の職員会議で検討作成されている。保育理念・方針・目標に基づき、発達過程が編成され6カ月未満児から6歳児まで養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)のねらいと内容で構成され食育・健康支援も編成されている。更には、子育て家庭や地域に対する保育所の役割や人権尊重・説明責任・情報保護・苦情解決等についても明記されており、職員は保育課程を作成する中で、改めて保育所の業務の広さや内容について再確認し共通理解に立ち取り組む機会とした。</p>		
24	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定されている。	<p>保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程に基づき、年齢毎に年間指導計画・月間指導計画・週間指導計画が作成されている。0歳児～2歳児・障害児については月の個別計画が作成されている。計画は子どもの姿から、保育のねらいや内容・環境構成・子どもの活動や保育者の援助や配慮事項等の構成で作成されている。各種計画や日々の保育の振り返りは自己評価・子どもの評価や実践及び反省として記載されているが、子どもの状態や姿の記載が多くみられる。今後は、話し合いの場としてクラス会議を位置づけPDCAを意識することが望まれる。話合うことにより考察・課題が明確になり、ねらいや内容・そのための適切な環境構成や保育者の関わり等が、より具体化した計画となることが期待される。</p>		
25	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</p> <p>子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。</p> <p>子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント) 室内環境として、年齢別クラス毎に保育士間で話し合い発達に即した玩具・遊具・教具等を子どもの興味・関心に合わせて提供したり、自分で遊びに必要なものを取り出して楽しめるように整備されている。3歳未満児は保育室内を遊びと生活に分けた保育が行われている。子どもの自発性を更に尊重するため、室内を柔軟的に活用出来るような配置についての検討を期待したい。3歳以上児は各クラスで机や床・カーペットの上で、トランプやままごと・ブロック・人形遊びや、廊下の一隅に設けられた絵本コーナー等で好きな遊びを選択して遊んでいる。9時30分以降は、外遊びを中心として各クラスの保育士が設定した保育活動を行っている。保育士は活動が楽しめる様に、一緒に遊んだり見守ったりしながら遊びの発展や友達関係が円滑に行くように、助言や仲立ち等を行っている。</p>		
26	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<p>子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。</p> <p>自然物や季節感のある素材を利用して保育に活用している。</p> <p>散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</p> <p>地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント) 園庭での兔の飼育や、プランターでの栽培の他散歩を通して近隣の公園や野原・大学・畑等で、様々な動物や自然に触れ動物の生活や季節の移り変わり等体験を通して学ぶ機会を設けている。散歩で消防署の見学をしたり、3歳以上児は保育士と共に電車やバスを利用して公園やプラネタリウムの観察をしたりして、交通機関の利用の仕方や地域の人々とのふれあいを図る機会としている。地元の小・中学生の観察や職業体験の機会には、園児との遊びを通して交流と遊びの伝承の場としている。散歩先で集めた自然物を利用して、製作や装飾・遊び等で身近な人や自然環境に対するの関心を深めている。保護者アンケートでは、散歩等で自然に触れた活動が多いということで98%の高い評価を得ている。</p>		

27	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</p> <p>順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</p> <p>子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</p> <p>異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント) 園庭での遊びで、異年齢児が自然に関わり遊んだり、年2回実施する遠足前に異年齢児を3グループに分けての散歩で交流する機会を設けている。散歩や遊びを通して年長児の態度を見たり、言葉を聴く等で年長児への憧れや信頼と親しみを持ち、言動の模倣や遊びの伝承・ルール理解等を学んでいる。子ども同士のトラブルは、危険なことや人への暴力等のない限り子ども同士で話し合い、原因を探ったり解決の仕方を見つたりする姿を傍で見守り、子どもの考える力や判断力を身につけるように努めている。兔の世話や配膳・布団敷き等の当番活動を通して、子どもなりの園生活を支える役割の理解と方法・技術等を身につけている。</p>		
28	障害のある子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。</p> <p>障害の程度に応じて設備等の配慮が見られる。</p> <p>障害児保育について保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>保護者に障害児に関する適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 障害児は発達センターの判定と推薦で入園し、保育士の加配も1対1で行われている。保育園からの要請で、発達センターの職員による子どもの行動観察を行い、発達の状況からの助言を得て保育に活かすとともに個別計画や児童票に記録している。保護者に対しては、助言内容を連絡帳や口頭で伝え子ども理解や対応の仕方の共有が図られるように努めている。障害の程度により施設設備等改善が必要な場合は、行政と協議を行う体制は整っている。障害児担当者に対して、外部研修に参加する機会を設け園内研修に繋げると共に、園内で子どもの情報提供を行い現状の共有と共に、課題解決等に向けた研修の場を設け、職員の資質向上を図ることを期待する。</p>		
29	長時間にわたる保育	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</p> <p>担当職員の研修が行われている。</p> <p>子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 朝の延長保育児は、3歳未満児と3歳以上児の2クラスに分かれて4月から10月迄は園庭で、雨天や10月以降は室内遊びを主として行われている。夕方は0歳児と1・2歳児、3・4歳児と5歳児の4クラスに分かれて保育し、6時半以降は全年齢児が1クラスで異年齢の合同保育を行っている。子どもが自由に遊び落ち着いて過ごせるように、保育士が子どもの状態に合わせた対応に努めている。時間外保育日誌には、引き継ぐ児童数と日中の子どもの変化や保護者への伝達事項等が記入され、連絡漏れのないような体制が取られている。年度当初、園長より延長保育士に心構えや留意事項についての話は行われているが、園内研修の機会がないため定期的に研修の場を設けて保育士の資質向上に繋げることを望む。</p>		
30	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</p> <p>保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</p> <p>就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 子どもの連絡帳や口頭による情報交換の他、年間行事としてクラス懇談会が年2回保育参加は5月から2月迄月2回位置づけられている。保育参加は、4月に目的や参加当日の過ごし方等を説明して実施期日の希望を取った上で、一日保育士としての実施月日や一日の流れ等説明の書かれた用紙を配布して、年間の予定がたてやすいように配慮されている。参加者は年間 家庭2名で、1月まで殆んどの家庭の参加があり、アンケートの協力も得られている。クラス懇談会は年2回実施し、その後に個人面談を希望者に行い園での様子等を伝え理解を図っている。育児相談は日頃より担任を窓口にし、内容により主任保育士や園長等も同席で対応する体制は整っている。小学校就学にあたり、保護者の了解のもとに保育所児童保育要録を送付し、小学校との相互理解を図り子どもの育ちを支え合っている。</p>		

31	保育内容等について保育士等の自己評価が適切に行われている。	<p>保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価し、保育実践の改善に努めている。</p> <p>評価は子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、自ら取り組む過程などに十分配慮して行われている。</p> <p>自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、課題を明確にしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程に基づき、年間や月の指導計画が立案されている。期や毎月の指導計画では、ねらいや子どもの姿・養護と教育・環境構成・配慮事項について記入され、自己評価の欄で振り返りを行っている。0歳児や特別配慮を必要とする子どもに対しては、個別指導計画がたてられている。1歳以上は、週の指導計画と日誌が一体となっていて、週案はねらいや子どもの活動・環境構成の欄があり、日誌は日々の記録と反省欄で構成されている。記録に対しては副園長や園長からコメントが書かれている。月や期ごとに各クラスの振り返りを持ち寄り、保育士間で意見交換し課題の明確化が図られる機会を設けることを期待する。</p>		
32	子どもの健康状態、発育、発達状態を適切に把握し、健康増進に努めている。。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応をしている。</p>
<p>(評価コメント) 保健年間計画は、季節による子どもの健康管理上の留意点や保護者との連携等が細かく位置づけられている。子どもの既往歴や予防接種状況は、健診結果個人用ノートで把握している。内科健診は年2回、歯科検診が年1回・蟻虫検査年1回全年齢児が実施し、結果は健診結果個人用ノートに記録して保護者に知らせている。日々の子どもの健康状態は、3歳未満児は連絡帳からと看護師が毎朝クラス巡回を行い、一人ひとりの健康状態を観察することで把握している。。虐待に関しては、保育士からの情報に基づき園長が確認後観察を続け、疑いが生じた場合は市や児童相談所へ通告するシステムを職員も周知している。</p>		
33	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 日中の子どもの体調変化は、即時看護師に伝達され全身の状態観察や検温結果で判断し、発熱は37.5度以上になると保護者に状態説明の電話を入れ、子どもの状態を見守り変化に応じ迎いの依頼を行っている。与薬が必要な子どもは、その都度保護者が薬連絡表に病名や薬の内容・時間・服用方法等記入し、事務室の職員に薬と一緒に預ける。看護師が指定時間に直接服用させ、連絡表のサインと子どもの連絡帳に記入して保護者へ知らせている。怪我が起きた時は、看護師が処置や医師受診の必要か否かの判断を行い、結果を事故報告書に記載している。感染症対策として、クラス毎に嘔吐・下痢対策用品を常備している他、手洗い・うがいの励行と手指の消毒を実施している。感染症予防について、保健だよりで注意の喚起と常備品の紹介などを発信している。感染症の発生が認められた場合は、即時保護者に発生状況と対策等の情報を掲示し周知を図っている。</p>		

34	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 各室とも空調設備が備わり、気温や湿度・活動内容により子どもが生活しやすいように空調の調節を行っている。看護師が子どもの健康観察と合わせ、室内の衛生状態も目視で実施し、気付いたことを保育士に伝え保健的衛生的な保育室の環境を保つように努めている。手拭きやコップ・歯ブラシは、毎日保護者が持ち帰り清潔なものを持参し、保育室では衛生上安全で使いやすいような管理を保育士が行っている。</p>		
35	事故防止及び安全対策は適切である。	<p>保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p> <p>地域関係機関、消防署、派出所等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努めている。</p>
<p>(評価コメント) 室内外の安全点検は、朝保育士により目視で行われ危険箇所に気付いた場合は朝の打ち合わせで伝達し、対策についてもその都度行って子どもの安全確保に努めている。避難訓練や不審者対策は、定期的に毎月実施し記録している。子どもの防災頭巾を一括保管して訓練時に着用し、保育士は防犯ペンダントを身につけて緊急時に使用する等の共通理解のもとに訓練を実施している。2歳以上児を対象とした交通安全教室の開催や、消防署に行き救急車の試乗や消防車とポンプ車などの見学を行っている。子どもが身近に安全について学ぶと共に、地域の関係機関と連携した安全対策を立てている。</p>		
36	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子ども自身の状態等に応じ、囑託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程に、食を営む力として7項目のねらいを立てている。食育年間計画を立て、年齢別のねらいや月毎に作付や収穫・調理・栄養士の指導計画等を細かく立て、実践に移している。子どもたちは近くの畑で芋類や夏野菜・スイカ等を植え、園内ではプランターで米や大根などの栽培をしている。収穫と皮むき等に携わり、食材を五感通して身近なものとして受け止め食欲増進にも繋げている。1歳以上児は、主菜やフルーツは給食室で配膳するが主食や汁ものは保育室で盛り付け、温かいものは冷めない内に配膳される等の配慮がなされている。お代わりを含め、どのクラスでも殆んど残菜が無い。アレルギー児は、医師の意見書を提出願ひ、記入された食品の種類について保護者と栄養士・担当保育士が話し合い、毎月の献立表で除去や代替え食品を確認している。提供時は栄養士と保育士が、食器や氏名で確認し合い誤食防止に努めている。展示食や給食だよりで保護者にも食育や健康への啓蒙を図っている。</p>		
37	地域における子育て支援	<p>子育て家庭への保育所機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めている。</p>
<p>(評価コメント) 在宅で子育てしている家庭への支援として、月2回（第一・第三の木曜日）9時30分から11時30分の間、園庭解放を実施している。園児や保育者と園庭を共有することで、子どもは会話や遊びの模倣・気づきから遊びが広がる・保護者は保育者の子どもへの言葉かけや対応から子育てのヒントを得る・保護者同士の交流が持てる・子育て相談や助言を得ることができる等保育園の持っている子育ての専門機能が地域に提供されている。園庭解放については広報にて周知されているが、園独自の周知や働きかけ・内容の工夫等一層の努力に期待したい。</p>		